

しおかぜ

No.352 2022 9月号

藤沢税務署の人事異動7月10日発令 2~3
会員増強月間ご協力をお願い 4
税を考える週間協賛講演会のお知らせ 5
第124回税金よもやま話
『個人住民税の寄附金税制について』 6
第48回「知って得する？」社労士の独り言
『令和4年10月から変わる育児休業給付制度の概要について
～育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応～』 7
事業報告 8
医療百話
『体に負担の少ない胃腸の癌(がん)の内視鏡治療』 9
令和4年度下期分法人会費口座振替のお知らせ 9
地域の会員企業紹介 10
shonanいまこの人
第7回 鯛出汁らーめん店うしお 店主 平山恵介氏 11

署

長に渡邊氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、千葉雅英署長は勇退され、新署長に小田原税務署から渡邊精一氏が着任されました。法人課税部門では土屋澄生副署長が留任されました。

また、法人課税第1部門統括国税調査官は異動となり、大森税務署より、二野裕史氏が着任されました。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

着

任の御挨拶

藤沢税務署長

わたなべ
渡邊

せいいち
精一



仲秋の候、公益社団法人藤沢法人会の皆様方には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

川上会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、平素より深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、小田原税務署から藤沢税務署長として転任して参りました渡邊でございます。

藤沢税務署の管内には、江ノ島やサザンビーチ、寒川神社等の著名な観光スポットを有し、全国区の知名度を誇る藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町を管轄としており、税務署長として着任したことを大変誇らしく思うと同時に責任の重さを感じております。

前任の千葉同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、「インボイス制度説明会」をはじめとします税に関する研修会や講習会などの開催、「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」等の租税教育の推進、「税を考える週間」協賛講演会などでの税の広報活動等を通じまして、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されておられます。

法人会の皆様方の熱意ある活動に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

さて、消費税につきましては、仕入税額控除の方式として令和5年10月1日から適格請求書等方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

この制度導入後は、消費税の申告計算において仕入税額控除を行うためには、適格請求書等（インボイス）の保存が必要になりますので、多くの事業者の方に関わりのある制度です。したがって、私どもは引き続き事業者の皆様方に制度の内容等を御理解していただくために、周知・広報に取り組んでまいります。法人会の皆様方にはより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、今日ではデジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革するデジタルトランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっています。

私どもといたしましても「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた取組を進めておりますので、法人会の皆様におかれましても、引き続きe-Taxを利用した申告及び納税に御協力をいただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人藤沢法人会の益々の御発展とともに、会員の方々の事業の御繁栄、併せて、コロナ禍における皆様の安全と健康を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	渡 邊 精 一	小田原税務署 署長
副 署 長 (法 人)	土 屋 澄 生	留 任
副 署 長 (総 務)	井 上 文	留 任
副 署 長 (個 人)	中 島 文 彦	国税庁 情報技術室 システム研究官
総 務 課 長	高 崎 健 治	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	鳥 居 郁 子	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	市 川 由 佳	大和税務署 法人課税第1部門 連絡調整官
特別国税調査官(法人)	野 村 昭 夫	東京国税局 調査第三部 調査第21部門 総括主査
特別国税調査官(法人)	望 月 真	留 任
法人課税第1部門統括官	二 野 裕 史	大森税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2部門統括官	嵐 健 治	東京国税局 査察部 査察第33部門 主査
法人課税第3部門統括官	平 松 武 義	留 任
法人課税第4部門統括官	岩 崎 圭 司	国税庁 調査査察部 係長
法人課税第5部門統括官	吉 岡 忠 宣	雪谷税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
法人課税第6部門統括官	柳 井 理 絵 子	留 任
連 絡 調 整 官	川 村 武	留 任
法人課税第1部門調査官	木 下 真 輔	留 任
法人課税第1部門調査官	岡 崎 崇 志	大和税務署 管理運営第2部門 国税徴収官

【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	千 葉 雅 英	勇退
副 署 長 (個 人)	西 田 昭 夫	税務大学校 和光校舎 研究部 教授
税 務 広 報 広 聴 官	赤 澤 憲 一	京橋税務署 資産課税部門 統括国税調査官
特別国税調査官(法人)	溝 邊 康 人	神奈川税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第1部門統括官	石 川 博 久	横浜中税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第2部門統括官	立 崎 勝 朗	蒲田税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第4部門統括官	野 口 博	玉川税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第5部門統括官	菊 地 慎 一	渋谷税務署 法人課税第11部門 統括国税調査官
法人課税第1部門上席国税調査官	松 永 秀 行	藤沢税務署 法人課税第4部門 上席国税調査官

※法人課税第1部門調査官は法人会担当者のみ記載



土屋副署長



二野1統括



木下調査官



岡崎調査官

9月1日より12月31日まで会員増強月間です。 会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

組織委員長 横山 貢



法人会は異業種の経営者が集い、研修会や情報交換を中心とした活動によってお互いの事業を発展させることができる貴重な団体です。

藤沢法人会では、会員の事業発展に寄与すべく活発な研修事業や交流事業を実施しており、その活動を

衰退させないために組織の維持を推進しなければなりません。

会員の増強による法人会の活発化こそ、私達の事業発展に欠かせないものと思っております。

さて、本年の会員増強月間の目標は「全体で入会件数を100件」と定め、その100件を各支部あたり

の法人数に応じた按分による目標設定とさせて頂きました。

また会員維持につきましても、増強と同様に重要な課題となっております。

各支部におかれましては、研修会や親睦事業等の開催により、会員維持に関する方策をご検討頂ければ幸いです。

しおかぜ7月号でご案内させて頂いた、合同交流会を9月9日に湘南鎌倉クリスタルホテルにおいて開催いたします。

また、今年度も9月から12月に入会された場合は令和5年3月までの会費を免除し、入会して頂きやすいよう配慮して参ります。

様々なメリットと有益な情報の集まる法人会へ、是非ご入会をお薦め頂きたく存じます。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。
また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件の達成で30,000円
- 地区 1件あたり・5,000円
- 支部目標達成 30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。
- ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

会員懇談会開催のお知らせ

組織委員会では、会員相互の交流や情報交換を目的に会員懇談会を開催いたします。

法人会のメリットでもある“異業種交流”を利用し、同業種の集まりには無い、いつもと違った空間を感じてみませんか?

名刺交換等で人脈を広げ、企業発展の一助になれば幸いです。

日時：令和4年9月9日(金)
午後5時00分～同6時30分
場所：湘南鎌倉クリスタルホテル
会費：3,000円

詳細は <https://fujisawahojinkai.or.jp/> でご確認ください。



個人住民税の寄附金税制について

昨今の世界情勢や国内の災害に対して個人で赤十字などへの寄附をご検討される方もいらっしゃるかと思います。一定の団体等へ寄附を行った場合には所得税のほか個人住民税の税額控除をうけることができます。

そこで今回は、個人住民税の寄附金税制を解説したいと思います。

(1) 制度の概要

個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除制度とは、一定の団体に対して寄附金を支払った場合に、寄附をした翌年の個人住民税額が軽減される制度です。

寄附金税額控除を受けるためには、1月1日から12月31日までに支払った寄附について、翌年3月15日までに提出する所得税の確定申告書に必要事項を記載する必要があります。

(2) 寄附金税額控除額の計算方法

個人住民税の寄附金税額控除制度では、次の団体に寄附をした場合には前年中に寄附した金額（総所得金額等の30%を上限）から2千円を差し引いた額が控除対象額となります。

- ① 都道府県、市区町村（ふるさと納税）
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

控除額の計算は以下の通りです。

● 基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%を限度

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出
 都道府県が指定した寄附金は4%
 市区町村が指定した寄附金は6%
 （都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%）

● 特例控除額（ふるさと納税のみに適用され、個人住民税所得割額の2割を限度）

（寄附金（※1）－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率））

（※1）総所得金額等の30%を限度

(3) 共同募金会や日本赤十字社へ寄附する場合

共同募金会や日本赤十字社へ寄附した場合に個人住民税の寄附金税額控除を受けるためにはお住いの住所地の共同募金会や日本赤十字社の支部に寄附に限定されます。国税の所得税の寄附金控除では住所地は特段要件となりませんが、個人住民税では住所地の要件がありますので注意が必要です。お住いの住所地の共同募金や日本赤十字社の支部や寄附した場合には県民税と市民税のいずれも寄附金税額控除を受けることができます。

(4) 都道府県や市区町村が条例により指定した団体へ寄附する場合

都道府県が条例により定める寄附先として神奈川県が条例で指定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附先は神奈川県のHPに掲載されており、令和4年7月26日時点では、学校法人や公益法人、社会福祉法人、NPO法人など514法人が対象となっています。

市区町村が条例により定める寄附先として藤沢市が条例（市税条例第17条の2）で定める寄附先は県内に主たる事務所又は事業所を有する、学校法人・社会福祉法人等の法人又は団体に対する寄附金等が対象とされていますが寄附先の具体的な団体名は藤沢市のHPでは開示されておらず、寄附先からのお知らせ若しくは藤沢市に寄附金税額控除制度の対象であるかの確認をとる必要があります。

寄附先が神奈川県および藤沢市のいずれの条例でも指定されていれば県民税および市民税のいずれも寄附金税額控除を受けることができますが、寄附先が神奈川県若しくは藤沢市のいずれかの条例のみで指定されている場合には県民税若しくは市民税のいずれかのみ寄附金税額控除の対象となります。

(5) 終わりに

所得税の寄附金控除を受ける際には寄附先の所在地は特段気にする必要はありませんが、個人住民税でも寄附金控除を受ける場合には上記のような要件に注意する必要があります。寄附を行う際に所得税のみならず個人住民税でも寄附金税額控除を受けようとする場合には寄附先が個人住民税（県税、市税）でも寄附金控除の対象であるかの確認を行ったうえで寄附することをおすすめします。

第 48 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



令和 4 年 10 月から変わる育児休業給付制度の概要について
～ 育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応 ～

改正育児・介護休業法が令和 4 年 10 月から、育児休業の 2 回までの分割と産後パパ育休（出生時育児休業）制度の施行に伴い、雇用保険の育児休業給付が次のように変更されます。

1. 育児休業の分割取得

- * 1 歳未満の子について、原則 2 回の育児休業まで育児休業給付金を受けられます。
- * 3 回目以降の育児休業は、原則育児休業給付金を受けられませんが、次の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

【回数制限の例外事由】

- ① 別の子の産前産後休業・育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- ② 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡・負傷等・婚姻の解消で、その子と同居しなくなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- ③ 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子が、負傷・疾病等により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- ④ 育児休業の申し出対象である 1 歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

* 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合（延長交代）は、1 歳～1 歳 6 か月と 1 歳 6 か月～2 歳の各期間において夫婦それぞれ 1 回に限り育児休業給付金を受けられます。

回数のお数え方の例

	出生	出生後 8 週	1 歳	1 歳 6 か月	2 歳
事例 1		1 回目 → 例外事由 → 2 回目 → 例外事由なし			
事例 2	本人	1 回目 →	2 回目 →	延長交代 →	
	配偶者	1 回目 →	2 回目 →	延長交代 →	
事例 3		1 回目 →	2 回目 → 他家族の介護休業 →	例外事由① → 他の子の育児休業	例外事由① →

* 例外事由に該当する場合は、給付申請の際にその旨を申請書に記載します。記載のない場合は回数制限の対象として数えられることになります。

2. 産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されます。産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金を受けられます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業開始日前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は就業している時間数が 80 時間以上の）完全月が 12 か月以上あること。 ・ 休業期間中の就業日数が、最大 10 日（10 日を超える場合は就業している時間数が 80 時間）以下であること。 ※ 28 日間の休業を取得した場合の日数・時間は次のとおりです。 28 日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。 (例) 14 日間の休業 → 最大 5 日（5 日を超える場合は 40 時間以内） 10 日間の休業 → 最大 4 日（4 日を超える場合は 28 時間以内） [10 日 × 10/28 = 3.57 (端数切り上げ) → 4 日]
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前 6 か月間の賃金を 180 で除した額）× 支給日数 × 67%（育児休業開始から 6 か月間、経過後は 50%）
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生日の 8 週間後の翌日から起算して 2 か月後の月末まで 【例】出生日が令和 4 年 10 月 15 日 → 申請期限は令和 5 年 2 月末日まで ・ 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日 ・ 2 回まで分割して取得できますが、1 回にまとめた申請

3. その他の変更点

- ・ 支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金月額額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2 回目以降の育休の際はこれらの手続きは不要です。
- ・ 産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後取得する育児休業についても、上記と同様に 2 回目以降の育休の際の手続きは不要です。
- ・ 産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請します。

出典 令和 4 年 10 月から育児休業給付制度が変わります。（一部加筆修正しています）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>

租税教室

6/13日 藤沢市立駒寄小学校

6年生 3クラス 96名



7/1日 茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校

6年生 4クラス 135名



6/14日 藤沢市立中里小学校

6年生 2クラス 53名



7/6日 茅ヶ崎市立小出小学校

6年生 2クラス 54名



管内の小学校が租税教室を開催する際、講師として青年部会が派遣されていましたが、令和4年度より、女性部会も加わることとなりました。今回は藤沢市内の小学校3校と茅ヶ崎市内の小学校2校で租税教室が開催されました。

7/14日 藤沢市立大庭小学校

6年生 2クラス 78名



法人会の事業

6/19日

参加人数21名

寒川支部BBQ大会(弁慶果樹園)

3年ぶりに寒川支部が主催するBBQ大会が弁慶果樹園で開催されました。



7/20日

参加人数37名

藤沢北支部ボウリング大会(湘南とうきゅうボウル)



- 1位 田中勝司氏 〈株長谷川土建〉
- 2位 長谷川 桜太氏 〈株長谷川土建〉
- 3位 林 空吾氏 〈株アール・イーピー〉

6/20日

参加人数14名

藤沢南支部税務研修会(藤沢法人会館)



藤沢南支部が主催する税務研修会では(株)プランニングファイブの中江氏をお招きし、「免税事業者のインボイスと電子取引の保存について」と題し研修会を行いました。

7/5日

参加人数18名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、伯母敏子税理士事務所代表税理士の伯母敏子氏をお招きし、「インボイス制度3つの対応ポイント～インボイスは準備が9割～」と題し研修会を行いました。

7/22日

参加人数39名

藤沢南支部ボウリング大会(江の島ボウル)



- 1位 佐々木 純氏 〈三喜工業株〉
- 2位 増川博久氏 〈友貴株〉
- 3位 高橋尚久氏 〈相和設備工業株〉

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
 内視鏡内科 部長
 永田 充



「体に負担の少ない胃腸の癌(がん)の内視鏡治療」

胃や腸の癌の治療と言えば、外科手術、抗癌剤、放射線をイメージされる患者さまが、多いかもしれません。しかし、近年は胃カメラ、大腸カメラを用いた体に負担の少ない治療法として、「内視鏡的粘膜下層剥離術:ESD(Endoscopic Submucosal Dissection)」が普及してきています。

●ESDとは

従来、胃カメラや大腸カメラを用いた治療は、小さな癌しか切除できないという問題がありました。しかし、今から約20年前に日本でESDが開発され、大きな癌でも胃カメラや大腸カメラを用いて切除することが可能になりました。

ESDでは、おなかや胸を切ることなく、臓器を残すことが出来ます。適応に限界はあるものの、外科手術(開腹手術、腹腔鏡手術など)に比べ体に負担の少ない治療法であり、高齢の患者さまにもESDを行うことが出来ます。入院は必要ですが、多くの場合、術後3日目に退院可能です。術後の痛みはほとんどなく、基本的に退院の翌日から職場への復帰が可能です。

●ESDの適応範囲

ESDの適応となるのは、主に食道癌、胃癌、大腸癌です。最近では、十二指腸癌、咽頭癌にもESDが行われるようになっていますが、まだ限られた施設でしか行われていません。

ESDで根治が可能なのは、基本的に“リンパ節や他の臓器に転移がない初期の癌”に限られます。癌の転移の可能性は、胃カメラや大腸カメラの所見などによって推定可能です。癌の転移の可能性が一定の基準以上あると推定される場合は、基本的にESDの適応外であり、他の治療法(外科手術、抗癌剤、放射線など)を検討する必要があります。なお、ESDの適応の具体的な内容は学会のガイドラインで定められており、詳細については治療前に外来でご説明しております。

●当科について

当科では、食道癌、胃癌、大腸癌に加え、十二指腸癌、咽頭癌にもESDを行っています。最近の年間ESD件数は、140～190件ほどです。現在、当院における全てのESDを私が担当しております。体に負担の少ない癌の治療をご希望の患者さまは、外来でお気軽にお問い合わせ下さい。

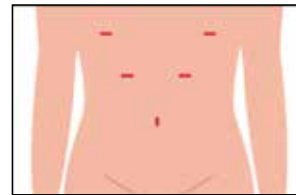


胃癌切除後の傷の違い

赤い線が、手術痕を表しています。

開腹手術

開腹手術では縦状の長い手術痕が1つ出来ます。



腹腔鏡手術

腹腔鏡手術では小さな手術痕が5個出来ます。



ESD(内視鏡的粘膜下層剥離術)

ESDでは、おなかを切らないため、手術痕は出来ません。

令和4年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

□口座振替契約の皆さまへ

令和4年度下期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和4年11月15日

□口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

地域の会員企業紹介

株式会社 大石商店

業種 業務用厨房設備・雑貨商品、卸販売
事業内容 昭和27年7月設立。70周年を迎えました。
 ①学校・保育園・施設等
 厨房機器、給食用食器、日用品等の商品取扱い
 ②官公庁・病院・各企業等
 業務用トイレトーパー、タオルペーパー、ビニール袋、清掃用具、衛生商品等の商品取扱い

代表者 大石憲子
住所 藤沢市大庭5433-4
電話 0466(87)5089
FAX 0466(87)5189
HP <http://ooishi-syouten.com/>
メール n-ooishi@ooishi-syouten.com



株式会社 テクノ湘南

業種 保温工
事業内容 ●保温・保冷工事
 ビルや工場、住宅などの配管やタンクなどの冷暖房設備、給排水衛生設備に熱を伝えにくい「保温保冷材」を取り付け、熱を外へ逃がさないようにし、または外部からの熱の侵入を防ぐ工事を「保温保冷工事」または「熱絶縁工事」といいます。この工事により配管やタンク等の熱の損失が最小限に抑えられ省エネルギーとなり、地球温暖化対策に不可欠な役割を担っています。
 ●防露工事
 低温の部分がその表面温度以上の露点温度をもつ空気と接触したとき、その表面が結露します。これを防ぐためにその表面を保温もしくは、吸湿性の被膜を作る工事です。
 ●板金工事(ラッキング)
 保温保冷工事で作業した保温保冷材をさらに保護する薄い金属の板状の材料を取り付ける工事です。給排水管の保温や断熱材に用いられている素材としては、主にグラスウールなどがありますが、断熱・耐熱には優れているものの紫外線や衝撃には弱い素材のため、保温保冷材を守る補強が必要となり、金属性のラッキング処理が行われます。ラッキング材を巻くことで、保温保冷材を守りつつ耐候性を高めます。一般的によく見られるのはビルやマンションなどの大規模な建築物です。

代表者 小泉正将
住所 茅ヶ崎市下寺尾1459-7
電話 0466(77)9342
FAX 0466(77)9342
HP <https://technoshonan.shopinfo.jp/>

会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面(裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面(中頁) → **20,000円**
- カラー半面(中頁) → **10,000円**
- カラー1/3面(中頁) → **5,000円**
- カラー1/4面(中頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。
 ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

渡辺宏紀

業種 撮影(スチール)、校正、リライト
事業内容 写真撮影(イベント、プロフィール、ライブ、HP用画像等、風景) 撮影講座
主な実績 「藤沢法人会会報誌しおかぜ(隔月刊)」表紙写真(2019.7月号、2020.7月号、2021.7月号、9月号、11月号、2022.7月号)
 「阪急沿線の本」(JTB ムック、2017.3月発行) 中面写真3点
 「京都文化力 2019-2020 冬号」(京都府事業) 表紙写真



代表者 渡辺宏紀
住所 藤沢市鵠沼石上2-11-15 シャトー 205
電話 090(2764)4866

shonan いまこの人

— 第7回 —

人物紹介

鯛出汁らーめん店うしお

店主 平山 恵介さん

湘南の街と人に恩返し。自分にしかできない和の味を提供します!

藤沢駅北口から徒歩6分。2022年1月にオープンした鯛出汁らーめん店「うしお」の店主、平山恵介さん(49歳)。

「出身は平塚です。父は公務員で、祖父はスーツや紳士服の仕立てをするテーラーのオーナーでした。私は子どもの頃から、祖父のそんな職人気質に憧れを持っていて、食に関することが好きなこともあり、いつか和食職人になりたい、という想いを抱くようになってきました」。

10代で、鎌倉「鉢の木」、さらに都内の和食処で修業を積み、36歳で独立。藤沢駅南口に和食処「喰い切りひら山」を開店しました。瞬く間に人気となり、ミシュラン一つ星を獲得。「ありがたかったのですが、一流和食店としては夢半ばでした。やはり東京で勝負したい!とタイムリミットを40歳と決め、東京銀座に出店しました」。

企業トップ、著名な方々が次々に接待の場として訪れ、多忙な日々を送る平山さん。「富裕層のお客様を迎え、ずっと緊張感がありましたが、たいへん勉強になりました。6年ほど経過した頃、地元藤沢にも店を出したいと考えるようになりました」。銀座店を維持しながら、藤沢駅北口に「モダン割烹 銀平」をオープンしたのは2019年11月。待ちわびていたファンが来店しました。「藤沢は距離が近いといいますが、人情深くて温かいですね。人と人との繋がりを実感します」。ところが、直後にコロナ感染が拡大。すっかり人足が途絶え収入が激減。銀座店を閉め、藤沢店は弁当販売に切り替えました。店頭をはじめ、平塚や辻堂にも出張販売し、かなりの数のお弁当を売り上げました。

「弁当販売は一時的なもの」と、ここでも平山さんは次なる目標を掲げます。「これまでに築いてきた和食の技術を取り入れ、独自のアプローチで特別ならーめんを提供したい」。そんな想いから、今年1月、「モダン割烹 銀平」は、鯛出汁らーめん店「うしお」として、新規リニューアルしました。

鯛の出汁が決め手の「鯛出汁らーめん」をメインに、魚介の旨味を引き出した「和風塩らーめん」や胡麻と豆乳を使った「ホワイト」、「冷やし昆布水つけ麺」、期間限定など、和を追求したメニューがいろいろ。週に何度も足を運ぶ常連さんもあります。

「独立以来、本当に様々な経験をさせていただきましたが、まだまだこれからです!!」と、常にチャレンジ精神を忘れない平山さん。藤沢市内にもう一店舗出店計画があり、9月21~26日は、新宿高島屋の催事に来店を予定しています。

うしおのらーめん未体験の方は、ぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



▲「鯛はおめでたい」という意味も込められた「鯛出汁らーめん」1,200円

和食の技術を
落し込んだ
「うしおのらーめん」を
ぜひご賞味ください!!



◀和食料理人歴30年、ミシュラン獲得経験もある平山恵介さん



▲胡麻と豆乳を使ったマイルドならーめん「ホワイト」1,100円



▲鰹節、煮干し、昆布の旨味を抽出した潮ダシで炒めた「湘南焼きめし」600円



▲鯛出汁の「冷やし昆布水つけ麺」1,300円



◀詳しい情報はインスタQRコードから



◀2回来店すると1000円トッピングサービス優待券を配布。



うしお

神奈川県藤沢市藤沢1006-1 1F

●電話 0466-97-3020

●営業時間 水~土 昼11:00~14:00

日 昼11:00~15:00

金土 夜17:30~21:00

●定休日 月火

お客様本位の サービス提供

これを本気で実践していくことが私たちの使命です。

お客様とのコミュニケーションを大切に、専門的かつ先進的なグループとして、期待を超える価値を提供していきます。

お客様の目標、課題、不安を共有し、それらの解決に向け全力でサポートさせて頂き、共に発展していけることを願っております。

TAO税理士法人 代表社員/公認会計士・税理士
土屋 元人

お客様本位

常にお客様本位で考え、親身の相談相手として、お客様とのコミュニケーションを大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く専門的かつ先進的なグループとして、お客様の多様なニーズにお応えします。

社会貢献

お客様の「永続的な発展のサポート」を通じて社会に貢献します。

グループ会社によるプロフェッショナルチームで
あなたのお悩みを解決いたします。



TAO 税理士法人

代表社員: 公認会計士・税理士 土屋元人
神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リラビル3F・4F
TEL: 0466-25-6008 FAX: 0466-25-6968



事業所概要: 1982年土屋公認会計士事務所として藤沢市で開業。
2007年TAO税理士法人に組織変更。
現在、スタッフ33人(うち、税理士6人、公認会計士3人)

